

告 示

埼玉県告示第六百十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（公共二級基準点復旧測量一点）

三 作業地域

埼玉県川口市全域の一部地内

四 作業期間

令和四年五月二十三日から令和四年七月三十一日まで